

新旧対照表（コージェネレーションシステム割引契約約款）

コージェネレーションシステム割引契約約款 旧	コージェネレーションシステム割引契約約款 新	備 考
<p>個別約款（コージェネレーションシステム割引契約）</p> <p>2019年10月1日</p> <p>びわ湖ブルーエナジー株式会社</p>	<p>個別約款（コージェネレーションシステム割引契約）</p> <p><u>2021年12月1日</u></p> <p>びわ湖ブルーエナジー株式会社</p>	<p>変更</p>

コージェネレーションシステム割引契約約款 旧	コージェネレーションシステム割引契約約款 新	備 考
目 次	目 次	
1. 適 用 . . . . . 1	1. 適 用 . . . . . 1	
2. 適用条件の変更 . . . . . 1	2. 適用条件の変更 . . . . . 1	
3. 用語の定義 . . . . . 1	3. 用語の定義 . . . . . 1	
4. 適用条件 . . . . . 1	4. 適用条件 . . . . . 1	
5. 付帯契約の締結 . . . . . 2	5. 付帯契約の締結 . . . . . 2	
6. 料 金 . . . . . 2	6. 料 金 . . . . . 2	
7. 付帯契約条件未達精算額 . . . . . 2	7. 付帯契約条件未達精算額 . . . . . 2	
8. 名義の変更 . . . . . 3	8. 名義の変更 . . . . . 3	
9. 付帯契約の変更又は解除 . . . . . 3	9. 付帯契約の変更又は <b>解約</b> . . . . . 3	変更
10. 付帯契約の解除に伴う付帯契約中途解約精算額 . . . . . 3	10. 付帯契約の <b>解約</b> に伴う付帯契約中途解約精算額 . . . . . 3	変更
11. その他 . . . . . 3	11. その他 . . . . . 3	
付則 . . . . . 3	付則 . . . . . 3	
(別 表)	(別 表)	
1. 主契約が時間帯別 B 契約の場合 . . . . . 5	1. 主契約が時間帯別 B 契約の場合 . . . . . 4	変更
2. 主契約が業務用季節別 A 契約の場合 . . . . . 5	2. 主契約が業務用季節別 A 契約の場合 . . . . . 4	変更

コージェネレーションシステム割引契約約款 旧	コージェネレーションシステム割引契約約款 新	備 考
<p>(2) 精算額に含まれる消費税等相当額 = 精算額×消費税率 / (1+消費税率)</p> <p>8. 名義の変更 お客さまが、この契約の権利及び義務を第三者に承継する場合は、その旨を当社に届け出るものとします。</p> <p>9. 付帯契約の変更又は解除 (1) お客さまのガス使用計画に変更がある場合又は2によりこの約款が変更された場合は、契約期間中であっても、双方協議してこの契約を変更又は解除できるものいたします。 (2) 当社に契約違反があった場合又はお客さまに契約違反があった場合(4の適用条件を満たさなくなった場合及び7の精算額の対象に繰り返し該当している場合を含みます。)には、契約期間中であっても、相手方は契約を解除できるものいたします。</p> <p>10. 付帯契約の解除に伴う付帯契約中途解約精算額 契約期間中において生じた付帯契約の解除が、9(1)の規定によるものであって当社がやむを得ないと判断した場合以外又は9(2)の規定によるものであってお客さまの契約違反による場合には、当社は、(1)の算式のとおり付帯契約中途解約精算額を、原則として、契約を解除する日の属する月の翌月に申し受けます。なお、計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。また、精算額に含まれる消費税等相当額は(2)の算式により算定いたします(1円未満の端数切り捨て)。 (1) 付帯契約中途解約精算額 = (解除期日までの契約期間中の割引額の総額)×1.1 (2) 精算額に含まれる消費税等相当額 = 精算額×消費税率 / (1+消費税率)</p> <p>11. その他 その他の事項については、基本約款を適用いたします。</p> <p>付 則 1. 本約款の実施期日 本約款は、2019年10月1日から実施いたします。 2. 本約款の実施に伴う切替え措置(適用料金) 当社は、2019年9月30日まで当社からのガス供給があり、2019年10月1日以降、本約款が適用されるお客さまについて、以下の条件にあてはまる料金は本約款</p>	<p>(2) 精算額に含まれる消費税等相当額 = 精算額×消費税率 / (1+消費税率)</p> <p>8. 名義の変更 お客さまが、この契約の権利及び義務を第三者に承継する場合は、その旨を当社に届け出るものとします。</p> <p>9. 付帯契約の変更又は<del>解除</del><b>解約</b> (1) お客さまのガス使用計画に変更がある場合又は2によりこの約款が変更された場合は、契約期間中であっても、双方協議してこの契約を変更又は<del>解除</del><b>解約</b>できるものいたします。 (2) 当社に契約違反があった場合又はお客さまに契約違反があった場合(4の適用条件を満たさなくなった場合及び7の精算額の対象に繰り返し該当している場合を含みます。)には、契約期間中であっても、相手方は契約を<del>解除</del><b>解約</b>できるものいたします。</p> <p>10. 付帯契約の<del>解除</del><b>解約</b>に伴う付帯契約中途解約精算額 契約期間中において生じた付帯契約の<del>解除</del><b>解約</b>が、9(1)の規定によるものであって当社がやむを得ないと判断した場合以外又は9(2)の規定によるものであってお客さまの契約違反による場合には、当社は、(1)の算式のとおり付帯契約中途解約精算額を、原則として、契約を<del>解除</del><b>解約</b>する日の属する月の翌月に申し受けます。なお、計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。また、精算額に含まれる消費税等相当額は(2)の算式により算定いたします(1円未満の端数切り捨て)。 (1) 付帯契約中途解約精算額 = (<del>解除</del><b>解約</b>期日までの契約期間中の割引額の総額)×1.1 (2) 精算額に含まれる消費税等相当額 = 精算額×消費税率 / (1+消費税率)</p> <p>11. その他 その他の事項については、基本約款を適用いたします。</p> <p>付 則 1. 本約款の実施期日 本約款は、<u>2021年12月1日</u>から実施いたします。 <del>2. 本約款の実施に伴う切替え措置(適用料金)</del> <del>当社は、2019年9月30日まで当社からのガス供給があり、2019年10月1日以降、本約款が適用されるお客さまについて、以下の条件にあてはまる料金は本約款</del></p>	<p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>削除</p>

コージェネレーションシステム割引契約約款 旧	コージェネレーションシステム割引契約約款 新	備 考
<p>の変更前の個別約款（以下「旧約款」といいます。）にもとづき算定いたします。</p> <p>（１）料金算定期間の末日が２０１９年９月３０日までに属する料金算定期間の料金</p> <p>（２）料金算定期間の末日が２０１９年１０月１日から２０１９年１０月３１日に属する料金算定期間の料金のうち、当該料金算定期間において支払義務が初めて発生する料金</p> <p>３．本約款の実施に伴う切替え措置（精算額）</p> <p>当社は、２０１９年９月３０日まで旧約款の適用があり、２０１９年１０月１日以降、本約款が適用されるお客さまについて、精算額の算定は以下のとおりといたします。</p> <p>付帯契約条件未達精算額（以下「未達精算額」といいます。）</p> <p>本約款の未達精算額は、各月の料金に適用した基準単位料金割引単価にもとづき算定いたします。</p>	<p><del>の変更前の個別約款（以下「旧約款」といいます。）にもとづき算定いたします。</del></p> <p><del>（１）料金算定期間の末日が２０１９年９月３０日までに属する料金算定期間の料金</del></p> <p><del>（２）料金算定期間の末日が２０１９年１０月１日から２０１９年１０月３１日に属する料金算定期間の料金のうち、当該料金算定期間において支払義務が初めて発生する料金</del></p> <p><del>３．本約款の実施に伴う切替え措置（精算額）</del></p> <p><del>当社は、２０１９年９月３０日まで旧約款の適用があり、２０１９年１０月１日以降、本約款が適用されるお客さまについて、精算額の算定は以下のとおりといたします。</del></p> <p><del>付帯契約条件未達精算額（以下「未達精算額」といいます。）</del></p> <p><del>本約款の未達精算額は、各月の料金に適用した基準単位料金割引単価にもとづき算定いたします。</del></p>	<p>削除</p>